

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第2部門第4区分
 【発行日】平成20年2月28日(2008.2.28)

【公開番号】特開2006-192609(P2006-192609A)
 【公開日】平成18年7月27日(2006.7.27)
 【年通号数】公開・登録公報2006-029
 【出願番号】特願2005-4067(P2005-4067)
 【国際特許分類】

B 3 2 B 27/20 (2006.01)

B 3 2 B 27/00 (2006.01)

【F I】

B 3 2 B 27/20 Z

B 3 2 B 27/00 E

【手続補正書】

【提出日】平成20年1月11日(2008.1.11)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

基材と、その基材の表面に少なくとも部分的に形成された着色層と、前記基材の裏面に形成された感圧接着剤層とを含む装飾フィルムであって、前記基材に、ホウ酸アルミニウム、酸化亜鉛、チタン酸カリウム、カーボン、アルミナ、シリカ-カルシア-マグネシア及びナイロンからなる群から選ばれた無機もしくは有機材料の非球形微粒子が充填材として配合されていることを特徴とする装飾フィルム。

【請求項2】

前記非球形微粒子が、前記基材の全量を基準にして5～15重量%の量で配合されていることを特徴とする請求項1に記載の装飾フィルム。

【請求項3】

前記基材が、反応性ポリウレタン樹脂、ポリエステル樹脂又はポリオレフィン樹脂からなることを特徴とする請求項1又は2に記載の装飾フィルム。

【請求項4】

前記ポリオレフィン樹脂が、ポリプロピレン、ポリエチレン、サーモプラスチックオレフィン、アイオノマー、エチレン/アクリル酸共重合体、エチレン/アクリル酸エチル共重合体又はエチレン/酢酸ビニル共重合体であることを特徴とする請求項3に記載の装飾フィルム。

【請求項5】

前記基材が、塗工フィルムからなることを特徴とする請求項1～4のいずれか1項に記載の装飾フィルム。

【請求項6】

着色層の上にさらにトップコート層を有することを特徴とする請求項1～5のいずれか1項に記載の装飾フィルム。

【請求項7】

前記トップコート層がウレタン樹脂からなることを特徴とする請求項6に記載の装飾フィルム。

【請求項8】

前記トップコート層のウレタン樹脂が2液型ウレタン樹脂であることを特徴とする請求項7に記載の装飾フィルム。

【請求項9】

前記感圧接着剤層を介して自動車の車体もしくは外装部品に貼付されることを特徴とする請求項1～8のいずれか1項に記載の装飾フィルム。